



一般社団法人日本フードサービス協会

JF ニュースレター 2020.4.9

新型コロナウイルス関連情報 NO.17

国民の安定的な生活を確保するための事業継続について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡 慎一郎

昨日、新型コロナウイルス感染症対策本部は、7日に出された緊急事態宣言を踏まえて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改正しました。

方針は、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者について具体例を示しており、**食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト**については、**国民の安定的な生活の確保のため、サービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する**としていますのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針・抜粋（令和2年3月28日・令和2年4月7日改正）

3. 国民の安定的な生活の確保

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食物品供給関係（農業・林業・漁業、飲食物品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ **食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）**
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

緊急事態宣言による事業者等への具体的な要請は、対象区域の各都道府県知事が感染状況等を踏まえて判断することになりますので、関係する自治体の情報に注意願います。

■「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（3月28日。4月7日改正。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000620039.pdf>

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF 会員にお送りしています。

この件については、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせは JF 事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）にお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会及び財団のホームページにも掲載しています。

（一社）日本フードサービス協会 ホームページ <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

公財財団法人食の安全・安心財団 ホームページ <http://anan-zaidan.or.jp/>